（地Ⅲ222）
平成２６年１１月２７日

都道府県医師会
担当理事　殿

日本医師会常任理事
石川　広己

児童福祉法施行令の一部を改正する政令及び
児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

児童福祉法の一部を改正する法律（平成２６年法律第４７号）が平成２７年１月１日より施行されることに伴い、平成２６年１１月１２日に児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第３５７号）が、同１３日に児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第１２２号）が公布されましたのでご連絡申し上げます。

小児慢性特定疾病患者に対する新たな医療費助成制度に係る主な内容につきましては、これまで関係資料のご送付並びに本年１０月１５日に開催した都道府県医師会担当理事連絡協議会の中でご案内申し上げていたところでありますが、今般の児童福祉法施行令の一部改正において対象患者の負担上限月額（第２２条）等が定められるとともに、施行規則の一部改正においては指定医の要件（第７条の１０）等が示されておりますので、詳細は別添資料をご確認いただきたくお願い申し上げます。

また、諸般の事情により、政省令の公布が当初の予定よりも大幅に遅れたことから、本年１０月中に指定医及び指定医療機関の申請様式等に関して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より都道府県にあてに先行して文書が発出されており、今般、当該様式等を入手いたしましたので併せてご送付させていただきます。当該様式等を含む関係通知につきましては、後日正式に発出される予定であり、その際には改めてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

《添付資料》

１．児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第３５７号）

２．児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第１２２号）

３．各種様式関係

・別添１　小児慢性特定疾病指定医指定申請書等

・別添２　指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書等

・別添３　小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書

・別添４　小児慢性特定医療費医療受給者証

・別添５　小児慢性特定疾病医療費　自己負担上限額管理表

政令第三百五十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項、第十九条の二第二項第一号、第十九条の六第一項第三号、第十九条の七、第十九条の九第一項並びに第二項第二号及び第三号、第十九条の十第二項、第十九条の十八第八号、第十九条の二十第三項、第二十一条の二、第二十一条の五の二十一第二項、第二十一条の五の二十九、第二十一条の五の三十、第二十四条の二十一、第二十四条の二十二並びに第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とする。

第一条第一項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一章中同条の前に次の一条を加える。

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第二項の政令で定

める児童等は、同項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病（同条第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。第二十二条第一項第二号ロにおいて同じ。）にかかっている児童等（法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。ただし、児童以外の満二十歳に満たない者については、満十八歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。第二十二条第一項において同じ。）を受けているものに限る。）とする。

第二十二条中「第二十一条の三第三項」を「第十九条の二十第三項」に改め、「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を削り、同条を第二十二条の九とし、第三章中同条の前に次の八条を加える。

第二十二条　法第十九条の二第二項第一号の政令で定める額（次項において「小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者（法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号から第七号までに掲げる者以外の者　一万五千円

二　次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）　一万円

イ　医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下この条において同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）及び当該小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費支給認定基準世帯員」という。）についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万千円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。）について、費用が高額

な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「高額治療継続者」という。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病による身体の状況若しくは当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「療養負担過重患者」という。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

三　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合計した額が七万千円未満（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者である場合にあつては、二十五万千円未満）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号から第

七号までに掲げる者を除く。）　五千円

四　次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）　二千五百円

イ　市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者であつて、

当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万千円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

五　市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）、当該指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十

万円」として同項の規定を適用して算定した額）をいい、当該額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号及び第七号に掲げる者を除く。）　千二百五十円

六　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。）　五百円

七　次のイ又はロに掲げる者　零

イ　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特

定疾病医療支援のあつた月において、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）である場合又は要保護者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ　イに掲げる者のほか、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならないことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担上限月

額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額に医療費支給認定保護者按分率（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除して得た率をいう。）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一　前項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額

二　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額

第二十二条の二　法第十九条の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者が法第十九条の三第一項又は第十九条の五第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

第二十二条の三　法第十九条の七、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付並びに入	受けることができる給付

院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金

に限る。）	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養補償	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法

律第二百四十五号）の規定による療養給付	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定による損害の補償（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定による療養補償に限る。）	証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の規定による療養給付	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による療養の給

付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六

年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	

第二十二条の四　法第十九条の九第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者とする。

第二十二条の五　法第十九条の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

三　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

七　生活保護法

八　社会福祉法

九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）

十　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

十一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

十二　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

十三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

十四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

十五　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

十六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

十七　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

十八　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

十九　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

二十　難病の患者に対する医療等に関する法律

第二十二条の六　法第十九条の九第二項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一　労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条

の規定

三　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第二十二条の七　法第十九条の十第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十九条の十第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第十九条の九第一項」と読み替えるものとする。

第二十二条の八　法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　健康保険法

二　第二十二条の五各号に掲げる法律

第二十三条の前に次の一条を加える。

第二十二条の十　法第二十一条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	
第十九条の十二	診療方針	診療方針及び診療報酬
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬
	第十九条の三第十項	第二十一条の二において読み替えて準用する第十九条の十二
第十九条の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬

第二十三条の二を削る。

第二十四条中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改め、同条第二号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」、「（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）」及び「（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）」を削り、同条第三号中「平成十八年法律第七十七号。」を削り、同条第四号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、「（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）」を「である場合」に改め、

「（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十五条の二第二号ニ中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十五条の五第一項第五号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

第二十五条の七第一項中「法第二十一条の五の十五第二項第五号」を「指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）、指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号」に改め、「第二十四条の九第二項」の下に「（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）」を、「第二十四条の二十八第二項」の下に「（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）

二　第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる

法律

第二十五条の七第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項各号を次のように改める。

一　精神保健福祉士法

二　第二十二条の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律

第二十五条の八中「第二十四条の九第二項」の下に「（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）」を、「第二十四条の二十八第二項」の下に「（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「労働に関する法律の規定であつて」を削り、「もの」を「法律の規定」に、「次のとおり」を「第二十二条の六各号に掲げる規定」に改め、同条各号を削る。

第二十五条の十一の表以外の部分中「第二十一条の五の二十一第四項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改め、同条の表中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第二十五条の十二第一項中「指定障害児通所支援事業者」の下に「（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

二　精神保健福祉士法

三　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）

四　第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

第二十五条の十二第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項各号を次のように改める。

一　健康保険法

二　第二十二条の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律

三　前項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十五条の十三第一項第三号中「（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）」を削り、同項第四号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十五条の十四を次のように改める。

第二十五条の十四　法第二十一条の五の二十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	肢体不自由児通所医療費
第十九条の三第十項	第二十一条の五の二十九において準用する第十九条の十二	第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療
第十九条の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	
第二十一条	前条第二項の医療	

第二十七条の二第三号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十七条の十一第一項中「指定障害児入所施設」の下に「（障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものを除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる

法律

二　第二十五条の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十七条の十一第二項中「前項に掲げるもののほか、」及び「（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　健康保険法

二　第二十二条の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律

三　第二十五条の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十七条の十三第一項第四号中「被保護者」の下に「である場合」を加える。

第二十七条の十四を次のように改める。

第二十七条の十四　法第二十四条の二十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	障害児入所医療費
第十九条の三第十項		第二十四条の二十一において準用する

第十九条の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	第十九条の十二
第二十一条	前条第二項の医療	第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療

第二十七条の十八中「（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）」を削り、同条各号を次のように改める。

一　第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

二　第二十五条の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十八条中「又は法第二十七条第二項」を「又は同項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第四十二条中第九号を第十一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の二を第五号と

し、同条第三号中「第四号及び第五号」を「第六号及び第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二　法第五十条第五号の二に掲げる費用については、小児慢性特定疾病医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

三　法第五十条第五号の三に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

第四十二条の二第二項中「前条第三号」を「前条第四号」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十五条の三第三項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項（法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に、「同条第三項」を「法第十九条の二十第三項（法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（児童以外の満二十歳に満たない者に係る経過的特例）

第二条　児童福祉法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日において児童以外の満二十歳に満たない者についてのこの政令による改正後の児童福祉法施行令（以下「新令」という。）第一条の規定の適用については、同条中「満十八歳に達する日前」とあるのは、「平成二十六年十二月三十一日において児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）による改正前の児童福祉法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であつて、児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日」とする。

（指定小児慢性特定疾病医療支援の負担上限月額の経過的特例）

第三条　改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の児童福祉法第二十一条の五の規定に基づく

事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であって、改正法の施行の日から継続して受けている法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等（次条において「小児慢性特定疾病医療継続者」という。）に係る新令第二十二条第一項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	一万五千円	一万円
第二号	一万円	五千円（ロの場合にあつては、二千五百円）
第二号ロ	医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（法第六条の二第二項に規定する小児慢	医療費支給認定

		性特定疾病医療支援をいう。）について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「高額治療継続者」という。）又は医療費支給認定
第三号	高額治療継続者又は療養負担過重患者	
	療養負担過重患者	

	五千円	二千五百円
第四号ロ	高額治療継続者又は療養負担過重患者	療養負担過重患者
第五号	八十万円以下である者	八十万円以下である者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が療養負担過重患者の場合にあつては、八十万円を超えるものを含む。）

第四条　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は新令第二十二条第二項に規定する医療費算定対象世帯員が小児慢性特定疾病医療継続者又は難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）附則第三条に規定する難病療養継続者である場合における新令第二十二条第二項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、同項中「前項の」とあるのは「前項（児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百五十七号）附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の」と、同項第二号中「第一条第一項各号」とあるのは「第

一条第一

項各号（同令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第二項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項（同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に、「同条第三項」を「同法第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に改める。

第百七十四条の三十一の三第二項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号中「及び第五号の二」を「から第五号の三まで」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第六条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一㈥項ハ中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

（母子保健法施行令の一部改正）

第七条　母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の三第三項」を「第十九条の二十第三項」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第八条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第九号及び第十四条の三第二号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十四号中「第二十四条」を「第二十二条第一項、第二十四条」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

一　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二第四号イ

二　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第一号

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第一項第四号及び第三項

二　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）第一条第一項

（消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条　消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）の一部を次のように改正す

る。

別表第一㈥項ロ及びハの改正規定中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十三条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表児童福祉法第五十六条第十一項の項中「第五十六条第十一項」を「第五十六条第八項」に改め、同表児童手当法第二十一条第二項の項中「第五十六条第十一項各号又は第十二項各号」を「第五十六条第八項各号又は第九項各号」に、「第五十六条第十一項各号又は児童福祉法第五十六条第十二項各号」を「第五十六条第八項各号又は児童福祉法第五十六条第九項各号」に改め、同表児童手当法第二十二条第一項の項中「同条第十一項若しくは第十二項」を「同条第八項若しくは第九項」に、「第五十六条第十一項」を「第五十六条第八項」に、「第五十六条第十二項」を「第五十六条第九項」に改める。

（児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十四条　児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち児童福祉法施行令第一条の二を削る改正規定中「第一条の二」を「第一条の三」に改め、同令第四条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条の五第十五号中「（平成十二年法律第八十二号）」を削り、同条第十七号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）」を「認定こども園法」に改め、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九　子ども・子育て支援法

第一条のうち児童福祉法施行令第二十四条第三号の改正規定中「平成十八年法律第七十七号。」を削り、同令第二十五条の七第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の七第一項第二号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中第二十五条の七第一項第八号の次に二号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十五条の七第二項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の七第二項第二号中「（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十五条の八の改正規定を削り、同令第二十五条の十二第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の十二第一項第四号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の十二第二項第二号中「（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十七条の十一第一項の改正規定を次のように改める。

第二十七条の十一第一項第一号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の改正規定を次のように改める。

第二十七条の十一第二項第二号中「（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十七条の十八の改正規定を次のように改める。

第二十七条の十八第一号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条のうち、児童福祉法施行令第三十五条の改正規定中「第二十五条の七第一項各号（第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。）」を「第二十二条の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号まで」に改め、同令第三十五条の次に四条を加える改正規定のうち第三十五条の二に係る部分中「第二十五条の八各号」を「第二十二条の六各号」に改め、同改正規定のうち第三十五条の五に係る部分中「第二十五条の七第一項第四号、第十二号及び第十四号」を「第二十二条の五第八号、第十七号及び第十九号」に改め、同令第三十六条の次に二条を加える改正規定のうち第三十六条の二に係る部分中「第二十五条の七第一項各号（第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。）」を「第二十二条の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号まで」に改め、同改正規定のうち第三十六条の三に係る部分中「第二十五条の八各号」を「第二十二条の六各号」に改め、同令第四十二条の改正規定中「第四十二条第三号」を「第四十二条第四号」に、「同条第三号の二」を「同条第五号」に改める。

附則第二条第二項中「第二十五条の七第一項第九号、第十号若しくは第十二号」を「第二十五条の七第一項第二号（同令第二十二条の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。）」に、「第二項第八号（同条第一項第九号、第十号又は第十二号」を「第二項第二号（同令第二十二条の五第十四号、第十五号又は第十七号」に、「第二十五条の七第一項第九号、第十号又は第十二号」を「第二十二条の五第十四号、第十五号又は第十七号」に、「第二十五条の七第一項第十二号」を「第二十二条の五第十七号」に改める。

理　由

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾病医療支援の対象となる児童等、小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額その他所要の事項を定める必要があるからである。

○厚生労働省令第百二十二号

児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令三百五十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の規定に基づき、及びこれらの法令を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

第一条の二の二中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に改める。

第一条の二の三中「第六条の二第五項」を「第六条の二の二第五項」に改める。

第一条の二の四中「第六条の二第七項」を「第六条の二の二第七項」に改める。

第一条の二の五中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　都道府県は、法第十九条の二第一項の規定に基づき、毎月、小児慢性特定疾病医療費を支給するものとする。

医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）が指定小児慢性特定疾病医療機関（同項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。）から指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）を受けたときは、法第十九条の三第十項の規定により当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者（同条第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）に支給すべき小児慢性特定疾病医療費は当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対して支払うものとする。

都道府県は、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が緊急その他やむを得ない事由により法第十九条の三第五項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるもの

として定められた指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援を受けた場合において、その必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者に、支給すべき小児慢性特定疾病医療費を支払うことができる。

第七条の次に次の四十条を加える。

第七条の二　令第二十二条第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める者（以下「医療費支給認定基準世帯員」という。）は、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者（法第十九条の三の第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者をいう。以下この条及び第七条の九において同じ。）が後期高齢者医療の被保険者である場合（第二号に掲げる場合に限る。）は、当該小児慢性特定疾病児童等の保護者及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等以外の者であつて、かつ、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属するものに限る。）とする。

一　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険以外である場合　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。第七条の八第一号及び第七条の九第一項第四号において同じ。）の規定による被保険者等（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等以外の者であつて、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第百二十六条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にあるものをいう。第七条の八第一号において同じ。）

二　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険である場合

当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等以外の者であつて、かつ、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属するものに限る。）

第七条の三　令第二十二条第一項第二号イ、第三号及び第四号ロの所得割の額を合算した額の算定については、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。

一　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が医療保険各法の規定による被保険者等である場合又は被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の市町村民税（令第二十二条第二号イに規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。）の所得割（同号イに規定する所得割をいう。以下同じ。）の額

二　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者が前条ただし書に該当する場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が同条第二号に掲げる区分に該当する場合　当該医療費支給認定

に係る小児慢性特定疾病児童等の市町村民税の所得割の額及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

三　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が前二号のいずれにも該当しない者である場合　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

第七条の四　令第二十二条第一項第四号イに規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額（同項に規定する小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第七条の五　令第二十二条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並

びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条、第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三　船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四　国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五　地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六　私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七　移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。）のうち障害を支給事由とするもの

八　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金

九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第七条の六　令第二十二条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第四号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第五号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としなたらば保護を必要としない状態となるものとする。

第七条の七　令第二十二条第一項第七号イに規定する厚生労働省令で定める者は、同項第五号又は第六号に掲げる区分に応じ、それぞれ同項第五号又は第六号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額

としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第七号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としなたらば保護を必要としない状態となるものとする。

第七条の八　令第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める者（次条第一項第十一号において「医療費算定対象世帯員」という。）は、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第七条の二第一号に掲げる区分に該当する場合　医療費支給認定基準世帯員及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険各法の規定による被保険者等の被扶養者

二　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第七条の二第二号に掲げる区分に該当する場合　医療費支給認定基準世帯員

第七条の九　法第十九条の三第一項の規定に基づき医療費支給認定の申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一　当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係

る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地、及び生年月日

三　当該申請に係る小児慢性特定疾病の名称

四　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の医療保険各法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による被保険者証（健康保険法第百二十六条の規定による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称

五　医療費支給認定基準世帯員の氏名

六　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関として希望するものの名称及び所在地

七　所得の状況に関する事項

八　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者（令第二十二条第一項第二号ロに規定する高額治療継続者をいう。）に該当するかの別

九　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が療養負担過重患者（令第二十二条第一項第二号ロに規定する療養負担過重患者をいう。）に該当するかの別

十　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が令第二十二条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定めるものに該当するかの別

十一　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この号において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費算定対象世帯員が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合は、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する事項

十二　その他必要な事項

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができ

る。

一　指定医（法第十九条の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）の診断書（同項に規定する診断書をいう。第七条の十一第一項第三号、第七条の十三第一項、第七条の十六及び第七条の十八において単に「診断書」という。）（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、都道府県知事が必要と認めるこれに準ずる診断書）

二　前項第七号から第十一号までの事項を証する書類その他小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

三　当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者が現に医療費支給認定を受けている場合には、当該医療費支給認定に係る医療受給者証（法第十九条の三第七項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）

医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号及び第七条の二十三第一項において同じ。）内において、第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負

担上限月額の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一　当該届出を行う医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名及び生年月日

三　第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四　その他必要な事項

前項の届出書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第七条の十　都道府県知事は、法第十九条の三第一項の規定に基づき、診断又は治療に五年以上（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医

師であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第七条の十三に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その申請に基づき、指定医に指定するものとする。

一　厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

二　都道府県知事が行う研修を修了していること。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第七条の十六の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

第七条の十一　前条第一項の規定に基づく指定医の指定の申請をしようとする医師は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該申請をしようとする医師の氏名、居住地、生年月日、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日並びに担当する診療科名

二　当該申請をしようとする医師が認定を受けている専門医の資格の名称及びその認定期間又は前条第一項第二号に規定する研修の名称及びその修了日

三　診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

四　その他必要な事項

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県知事は当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　申請者の経歴書

二　医師免許証の写し

三　専門医の資格を証する書面又は前条第一項第二号に規定する研修を修了したことを証する書面

第七条の十二　指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第七条の十三　指定医は、法第十九条の三第一項の規定による診断書の作成を職務とする。

指定医は、前項に規定する職務のほか、小児慢性特定疾病の治療方法その他法第二十一条の四第一項に規定する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の推進に協力するものとする。

第七条の十四　指定医は、第七条の十一第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた事項及びその年月日を、当該指定医の指定をした都道府県知事に速やかに届け出なければならない。

第七条の十五　指定医は、六十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第七条の十六　指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行つたときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

第七条の十七　都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表しなければならない。

一　第七条の十の規定による指定医の指定をしたとき。

二　第七条の十四の規定による届出（第七条の十一第一項第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたとき。

三　第七条の十五の規定による指定医の指定の辞退があつたとき。

四　前条の規定により指定医の指定を取り消したとき。

第七条の十八　法第十九条の三第一項の厚生労働省令で定める診断書は、次の各号に掲げる事項を記載し、

当該診断書を作成した医師が記名押印又は署名した書面とする。

一　医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別及び生年月日

二　当該小児慢性特定疾病児童等がかかつている小児慢性特定疾病の名称及びその疾病の状態の程度に関する事項

三　診断書の作成年月日

四　その他参考となる事項

第七条の十九　法第十九条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第七条の九第一項の申請書の記載事項に不備がある場合又は当該申請書に必要な書類が添付されていない場合とする。

第七条の二十　都道府県は、法第十九条の三第五項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関（これに準ずるものとして都道府県知事が認める医療機関を含む。）の中から、当該医療費支給認定に係る第七条の九第一項又は第七条の二十七第一項の申請書における記載を参考として、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けることが相当と認められるものを、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾

病医療機関として定めるものとする。

第七条の二十一　法第十九条の三第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年以内であつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受けることが必要な期間とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第七条の二十二　都道府県は、法第十九条の三第七項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した医療受給者証を交付しなければならない。

一　当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称

四　当該医療費支給認定の年月日及び受給者番号

五　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小

児慢性特定疾病医療機関に関する事項

六　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額に関する事項

七　当該医療費支給認定の有効期間

八　その他必要な事項

第七条の二十三　都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失つた医療費支給認定保護者から、医療費支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときは、医療受給者証を交付しなければならない。

前項の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一　当該申請をしようとする医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三　申請の理由

医療受給者証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、前項の申請書に当該医療受給者証を添えなければならない。

医療受給者証の再交付を受けた後、失つた医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第七条の二十四　医療費支給認定保護者は、法第十九条の三第九項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるに当たつては、その都度、指定小児慢性特定疾病医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

第七条の二十五　法第十九条の四第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

小児慢性特定疾病審査会の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

前各項に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会の運営に関し必要な事項は、小児慢性特定疾病審査会が定める。

第七条の二十六　法第十九条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第十九条の三第五項の規定に基づき定められた指定小児慢性特定疾病医療機関

二　小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額に関する事項

三　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称

第七条の二十七　法第十九条の五第一項の規定に基づき医療費支給認定の変更を申請しようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一　当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三　前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの

四　その他必要な事項

前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第七条の二十八　都道府県は、法第十九条の六条第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行つたときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により医療費支給認定保護者に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

一　法第十九条の六第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行つた旨

二　医療受給者証を返還する必要がある旨

三　医療受給者証の返還先及び返還期限

当該医療費支給認定の取消しに係る医療費支給認定保護者の医療受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の書面に同項第二号及び第三号に掲げる事項を

記載することを要しない。

第七条の二十九　法第十九条の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　病院又は診療所の名称及び所在地

二　開設者の住所、氏名又は名称

三　保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。第七条の三十三において同じ。）である旨

四　標ぼうしている診療科名

五　法第十九条の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨

六　役員の氏名及び職名

七　その他必要な事項

法第十九条の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする薬局の開

設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　薬局の名称及び所在地

二　開設者の住所、氏名又は名称

三　保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。第七条の三十三において同じ。）である旨

四　法第十九条の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨

五　役員の氏名及び職名

六　その他必要な事項

法第十九条の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする指定訪問看護事業者（令第二十二条の四に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう

。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

二　当該申請に係る訪問看護ステーションの名称及び所在地

三　指定訪問看護事業者である旨

四　法第十九条の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨

五　役員の氏名及び職名

六　その他必要な事項

第七条の三十　法第十九条の九第二項第四号の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第十九条の十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定小児慢性特定疾病医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定小児慢性特定疾病医療機関が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的

に関与していると認められない場合に係るものとする。

第七条の三十一　法第十九条の九第二項第六号の規定による通知は、法第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第七条の三十二　法第十九条の九第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーションとする。

第七条の三十三　法第十九条の十第二項で準用する健康保険法第六十八条第二項の厚生労働省令で定める指定小児慢性特定疾病医療機関は、保険医（健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤

に従事しているものとする。

第七条の三十四　法第十九条の十四に規定する厚生労働省令で定める事項は、指定小児慢性特定疾病医療機関が病院又は診療所であるときは第七条の二十九第一項各号（第一号及び第五号を除く。）に掲げる事項とし、薬局であるときは同条第二項各号（第一号及び第四号を除く。）に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者であるときは同条第三項各号（第一号及び第四号を除く。）に掲げる事項とする。

第七条の三十五　指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等（法第十九条の九第一項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者をいう。次条及び第七条の三十七において同じ。）は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の名称及び所在地並びに前条の事項に変更があつたときは、法第十九条の十四の規定に基づき、変更のあつた事項及びその年月日を、十日以内に、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地（当該指定小児慢性特定疾病医療機関が指定訪問看護事業者であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーションの所在地をいう。次条及び第七条の三十七において同じ。）の都道府県知事に届け出なければならない。

第七条の三十六　指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該

指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

一　当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。

二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項に規定する処分を受けたとき。

第七条の三十七　法第十九条の十五の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退しようとする指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、その旨を、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

第七条の三十八　法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号様式のとおりとする。

第七条の三十九　都道府県知事が法第十九条の二十第一項の規定に基づき小児慢性特定疾病医療費の請求の審査を行うこととしている場合においては、指定小児慢性特定疾病医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は訪問看護療養費及び公費

負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の定めるところにより、当該指定小児慢性特定疾病医療機関が行つた医療に係る小児慢性特定疾病医療費を請求するものとする。

前項の場合において、都道府県は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対し、都道府県知事が当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その小児慢性特定疾病医療費を支払うものとする。

法第十九条の二十第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第七条の四十　法第十九条の二十二第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、小児慢性特定児童等、その家族その他の関係者と行政機関、教育機関、医療機関等の関係機関との連絡調整その他の小児慢性特定疾

病児童等、その家族その他の関係者に必要な支援とする。

第七条の四十一　法第十九条の二十二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動、生産的活動等を通じた小児慢性特定疾病児童等及びその家族が相互の交流を行う機会の提供、社会との交流の促進その他小児慢性特定疾病児童等が将来自立した生活を営むことができるようにするために必要な支援とする。

第八条第一項中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の二において準用する法第十九条の二十第一項」に改め、「医療費の」の下に「請求の」を加え、「（昭和五十一年厚生省令第三十六号）」及び「（平成四年厚生省令第五号）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「（昭和二十三年法律第百二十九号）」及び「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を削り、同項を同条第二項とする。

第十一条第三号の二を削り、同条第六号及び第七号中「骨関節結核又は骨関節結核以外の」を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十五条中「開設者」の下に「（国を除く。次条において同じ。）」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「（第三号の二を除く。）」を削り、同条第三号中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第十八条の二第一号ハ中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第十八条の三中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第十八条の四中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削る。

第十八条の六第二項第二号中「第二十五条の十二第一項」を「第二十五条の十三第一項」に改める。

第十八条の三十四第一項中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第十八条の三十六第一項中「第二十一条の五の二十一第二項（法第二十一条の五の二十六第五項において準用する場合を含む。）」を「第二十一条の五の二十一第三項及び第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第十九条の十六第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十一条の五の二十一第二項」を

「第十九条の十六第二項」に改め、同条第四項中「第五十七条の三第三項」を「第五十七条の三第四項」に、「第五十七条の三の三第五項」を「第五十七条の三の三第七項」に、「第二十一条の五の二十一第二項」を「第十九条の十六第二項」に改める。

第十八条の三十七第一号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改め、同条第三号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第十八条の四十三中「第二十五条の十二第一項第二号」を「第二十五条の十三第一項第二号」に改める。

第十八条の四十四中「第二十五条の十二第一項第三号」を「第二十五条の十三第一項第三号」に改め、同条第一号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削り、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二十五条の二十四の三において「法律第三十四号」という。）」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第三号中「（昭和十四年法律第七十三号）」を削り、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第四号中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」及び「（昭和六十年法律第百五号）」を削り、同条第五号中「（昭和三十七年法律第百五十

二号）」及び「（昭和六十年法律第百八号）」を削り、同条第六号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」及び「（昭和六十年法律第百六号）」を削り、同条第七号中「（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）」を削り、「及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）」を「、移行農林年金」に、「並びに」を「及び」に改め、「（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）」を削り、同条第八号中「（平成十六年法律第百六十六号）」を削り、同条第九号中「（昭和二十二年法律第五十号）」を削り、同条第十号中「昭和二十六年法律第百九十一号。」を削り、同条第十一号中「（昭和四十二年法律第百二十一号）」を削り、同条第十二号中「（昭和三十九年法律第百三十四号）」を削り、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

第十八条の四十五中「第二十五条の十二第一項第三号」を「第二十五条の十三第一項第三号」に改める。

第十八条の四十六中「第二十五条の十二第一項第四号」を「第二十五条の十三第一項第四号」に改める。

第十八条の四十七第一項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改め、同条第三項中

「第二十一条の三第四項」を「第十九条の二十第四項」に改める。

第二十五条の七第二項第二号中「（大正十一年法律第七十号）」を削る。

第二十五条の二十三中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第二十五条の二十四の三第一号から第三号まで中「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第七号中「（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）」を削り、「及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）」を「、移行農林年金」に、「並びに」を「及び」に改め、「（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）」を削り、同条第十二号中「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

第二十五条の二十六第一項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条の三第四項」を「第十九条の二十第四項」に改める。

第二十五条の二十六の三第三項中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第二十六条及び第二十七条中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第三十六条の二及び第三十六条の三中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

第三十六条の二十九第一号及び第三十六条の三十第一号ハ中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第四十九条の八第四号中「第二十一条の四」を「第二十一条の三」に改める。

第五十条の二の表以外の部分中「「指定都市」という。）及び」を「「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第第一項の規定により、」に改め、同条の表第四条第二項第五条の項の次に次のように加える。

第七条第一項及び第三項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第七条の九第一項		
第七条の九第二項	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、
	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第七条の九第第三項及び第	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市

四項	第七条の十 第七条の十一 第七条の十四 第七条の十六 第七条の十七	都道府県知事		都道府県は、	第七条の二十 第七条の二十二 第七条の二十三 第七条の二十七 第七条の二十八
	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長		指定都市及び児童相談所設置市は、	都道府県知事 指定都市の市長および児童相談所設置市の市長	都道府県 指定都市及び児童相談所設置市

第七条の二十九 第七条の三十 第七条の三十五 第七条の三十六 第七条の三十七 第七条の三十九第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第七条の三十九第二項	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、
	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第五十条の二の表第八条第一項及び第二項の項中「及び第二項」を削り、同表第八条第三項の項中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同表第十条第一項第十一条第十四条第十五条第十六条第十八条第十八条の二十七第十八条の二十八第十八条の二十九第十八条の三十第十八条の三十二第四項第十八条の三十五第十八条の四十第十八条の四十七の項を次のように改める。

第五十条の三の表第八条第一項及び第二項の項中「及び第二項」を削り、同項の前に次のように加える。

第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第十八条の二十七 第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五 第十八条の四十 第十八条の四十七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第七条第一項及び第三項	都道府県		中核市
第七条の九第一項			
第七条の九第二項	都道府県は、	都道府県知事	中核市は、
			中核市の市長
第七条の九第第三項及び第四項	都道府県		中核市
第七条の十	都道府県は、	都道府県知事	中核市は、
			中核市の市長
第七条の十一			
第七条の十四			
第七条の十六			
第七条の十七			
第七条の二十	都道府県は、		中核市は、
			中核市の市長

第七条の二十二 第七条の二十三 第七条の二十七 第七条の二十八	都道府県		
	中核市		
第七条の二十九 第七条の三十 第七条の三十五 第七条の三十六 第七条の三十七 第七条の三十九第一項	都道府県知事		
	中核市の市長		
第七条の三十九第二項	都道府県は、		
	中核市は、		
	都道府県知事		
	中核市の市長		

第五十条の三の表第八条第三項の項中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同表第十条第一項第

十一条第十四条第十五条第十六条第十八条第三十六条の三十一第二項の項を次のように改める。

第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十一第二項	都道府県知事	中核市の市長

第十三号様式及び第十三号の二様式を次のように改める。

第十三号の二様式　削除

第十三号の四様式から第十三号の七様式までを次のように改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（指定医の指定の特例）

第二条　都道府県知事は、平成二十九年三月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の児童福祉法施行規則第七条の十第一項の規定に関わらず、その申請に基づき、この省令の施行の日において診断又は治療に五年以上（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験を有するものを指定医に指定することができる。

２　前項に規定する指定医にあっては、平成二十九年三月三十一日までにこの省令による改正後の児童福祉法施行規則第七条の十第一項第二号に規定する研修を受けなければならないものとし、当該研修を受けなかったときは、前項の指定は、当該日にその効力を失う。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に使用されているこの省令による改正前の児童福祉法施行規則第十三号の四様式、第十三号の五様式、第十三号の六様式又は第十三号の七様式による書類は、それぞれこの省令による改正後の児童福祉法施行規則第十三号の四様式、第十三号の五様式、第十三号の六様式又は第十三号の七様式によるものとみなす。

（予防接種法施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

一　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九条第二号

二　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の二第二項第一号

三　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第一条第二号

四　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）第四条の二第二号

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第五条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項中「第二十一条の二（同法」を「第十九条の十二（同法第二十一条の二、」に改める。

（母子保健法施行規則の一部改正）

第六条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

第十五条第一号中「第二十一条の四」を「第二十一条の三」に改める。

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第七条　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第二十条第二項」を「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、第二十条第二項」に改める。

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第八条　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一条ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第三号中「第十八条の四」を「第七条の四、第七条の六、第七条の七、第十八条の四」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十条第二項第二号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第十一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号、第十二条第四号及び第十七条第四号中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

第六十五条の九の二第一項第四号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に、「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように

改正する。

第五十条第八項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

（厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四

条の基準を定める省令の一部改正）

第十五条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「第六条の二第九号」を「第六条の二の二第九号」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十六条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十七条　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第十八条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号中「第六条の二第七項」を「第六条の二の二第七項」に改める。

第九条並びに第十五条第二項第七号及び第三項第二号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第二十七条第五項中「第五十七条の三の三第三項」を「第五十七条の三の三第四項」に改める。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二十条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第五十一号及び第五十三号並びに第七百十二条第十五号及び第十七号中「第二十一条の四第

二項及び第三項」を「第二十一条の三第二項及び第三項」に改める。

小児慢性特定疾病指定医指定申請書

別添1

平成　　年　　月　　日

都道府県知事・政令指定都市市長・中核市市長　殿

氏　　名　　印

〒

住　　所

電話番号

児童福祉法第１９条の３第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の１１の規定に基づき申請します。

生年月日		大正 昭和 平成　年　月　日		性別	男・女		
医籍登録番号				医籍登録年月日	大正 昭和 平成　年　月　日		
記載のいずれか①又は②	①	専門医の名称	専門医の認定機関（学会）		専門医の有効期間	平成　年　月　日迄	
	②	研修の名称		研修修了日	平成　年　月　日		
※　上記の①又は②の欄は、①専門医要件で申請を希望する場合に記載。②研修修了要件で申請を希望する場合に記載してください。							
勤務先の医療機関（※）		医療機関名					
		所在地	〒				
		電話番号					
		担当する診療科					

※　小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関について記載してください。

添付書類

1.　経歴書（様式第２号）
2.　医師免許証の写し
　（裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと）
3.　専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は指定医の研修修了を証明する書類の写し

（裏面に続く）

（裏面）

○　表面の勤務先以外に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。

1	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	

経　　歴　　書

※５年以上の診断又は治療に従事した経験（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴をご記載いただく必要はありません。

平成　　年　　月　　日現在

フリガナ		性　別	生　年　月　日
氏　名	印	男・女	大正 昭和 平成　　年　　月　　日

診断又は治療に従事した期間	従事した診療科	従事した医療機関名
自　年　月 至　年　月		
自　年　月 至　年　月		
自　年　月 至　年　月		
自　年　月 至　年　月		
自　年　月 至　年　月		
自　年　月 至　年　月		
自　年　月 至　年　月		
合　計　期　間		計　　年　　か月

番　　号

平成　　年　　月　　日

小児慢性特定疾病指定医 指定通知書

殿

都道府県知事・政令指定都市市長・中核市市長　　〇〇　〇〇　　印

児童福祉課第19条の３第1項に規定する指定医として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの申請に　　基づき指定しますので通知します。

指定医氏名		生年月日	大正 昭和 平成　　年　　月　　日
連絡先	〒 （電話番号　　）		
指定医番号 （※）			
勤務先の 医療機関名		担当する 診療科	
医療機関の 所在地			
指定有効期間			

※　指定医番号は、都道府県番号、指定医区分及び登録番号を組み合わせたもの

（備考）

１．　指定から５年ごとに更新申請が必要となります。

３．　上記の記載事項に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。

小児慢性特定疾病指定医変更届出書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事・政令指定都市市長・中核市市長　殿

指定医番号

医師氏名
印

児童福祉法第１９条の３第２項に規定する指定医の指定について、以下の事項について変更があったため児童福祉法施行規則第７条の14に基づき届け出ます。

変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載				
	□	指定医氏名		
	□	連　絡　先	〒 （電話番号　　）	
	□	勤務先の医療機関	医療機関名	
			所在地	〒
			電話番号	
			担当する診療科	

（備考）

1.　変更のない事項については記載不要。

（裏面に続く）

（裏面）

○　表面の勤務先以外に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある追加又は変更の医療機関があれば記載してください。

1	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 す る 診　療　科	
2	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 す る 診　療　科	
3	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 す る 診　療　科	
4	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 す る 診　療　科	
5	医療機関名	
	所　在　地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 す る 診　療　科	

別添２

様式１-（１）

指定小児慢性特定疾病医療機関　指定申請書（病院・診療所）

保険医療機関	名称	
	所在地	
	医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
標榜している診療科名		

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の９第１項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第 19 条の９第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年　　月　　日

開　　設　　者
氏名又は名称　　印

○　○　○　○　殿

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

（誓約項目）

児童福祉法第 19 条の９第２項に該当しないことを誓約すること。

1　第１号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2　第２号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3　第４号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第１項（同法第６条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第１項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第７項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第４項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4　第４号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

⑴指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

⑵指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

5　第５号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

6　第６号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

7　第７号関係

第５号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第４号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

8　第８号関係

申請者が、指定の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9　第９号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する。

10　第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第８号までのいずれかに該当する。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式１－（２）

指定小児慢性特定疾病医療機関　指定申請書（薬局）

保険薬局	名称	
	所在地	
	医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の９第１項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第 19 条の９第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年　　月　　日

開　　設　　者
氏名又は名称　　印

○　○　○　○　殿

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

（誓約項目）

児童福祉法第 19 条の９第２項に該当しないことを誓約すること。

1　第１号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2　第２号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3　第４号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第１項（同法第６条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第１項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第７項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第４項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4　第４号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

⑴指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

⑵指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

5　第５号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

6　第６号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

7　第７号関係

第５号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第４号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

8　第８号関係

申請者が、指定の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9　第９号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する。

10　第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第８号までのいずれかに該当する。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式１－（３）

指定小児慢性特定疾病医療機関　指定申請書（指定訪問看護事業者）

<table>
<tr><td rowspan="3">訪問看護ステーション</td><td colspan="2">名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">医療機関コード</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">指定訪問看護事業者</td><td colspan="2">名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の
所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代
表
者</td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の９第１項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。
また、同法第 19 条の９第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年　　月　　日

氏名又は名称
代　表　者　　印

○　○　○　○　殿</td></tr>
</table>

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

（誓約項目）

児童福祉法第 19 条の９第２項に該当しないことを誓約すること。

１　第１号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

２　第２号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

３　第４号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第１項（同法第６条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第１項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第７項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第４項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

４　第４号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

５　第５号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

６　第６号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

７　第７号関係

第５号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第４号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

８　第８号関係

申請者が、指定の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

９　第９号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する。

10　第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第８号までのいずれかに該当する。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式２－（１）

指定小児慢性特定疾病医療機関　変更届出書（病院・診療所）

保険医療機関	名称	□	
	所在地	□	
	医療機関コード	□	
開設者	住所	□	
	氏名又は名称	□	
標榜している診療科名		□	
役員の氏名又は職名		□	（別紙１）

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年　　月　　日

開　　設　　者
氏名又は名称　　印

○　○　○　○　殿

※変更がある事項に☑を付すること。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式２－（２）

指定小児慢性特定疾病医療機関　変更届出書（薬局）

保険医療機関	名称	□	
	所在地	□	
	医療機関コード	□	
開設者	住所	□	
	氏名又は名称	□	
役員の氏名又は職名		□	（別紙１）

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年　　月　　日

開　　設　　者
氏名又は名称　　印

○　○　○　○　殿

※変更がある事項に☑を付すること。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式２－（３）

指定小児慢性特定疾病医療機関　変更届出書（指定訪問看護事業者）

<table>
<tr><td rowspan="3">訪問看護ステーション</td><td colspan="2">名称</td><td>☐</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td>☐</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">医療機関コード</td><td>☐</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">指定訪問看護事業者</td><td colspan="2">名　　称</td><td>☐</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の
所　在　地</td><td>☐</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代
表
者</td><td>住　所</td><td>☐</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td>☐</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">役員の氏名
又は職名</td><td>☐</td><td>（別紙１）</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年　　月　　日

氏名又は名称
代　表　者　　印

○　○　○　○　殿</td></tr>
</table>

※変更がある事項に☑を付すること。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式３－（１）

指定小児慢性特定疾病医療機関　更新申請書（病院・診療所）

保険医療機関	名称	☐	
	所在地	☐	
	医療機関コード	☐	
開設者	住所	☐	
	氏名又は名称	☐	
標榜している診療科名		☐	
役員の氏名又は職名		☐	（別紙１）

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第１項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。

また、同法第 19 条の９第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年　　月　　日

開　　設　　者
氏名又は名称　　印

○　○　○　○　殿

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

（誓約項目）

児童福祉法第 19 条の９第２項に該当しないことを誓約すること。

1　第１号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2　第２号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3　第４号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第１項（同法第６条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第１項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第７項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第４項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4　第４号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

⑴指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

⑵指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

5　第５号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

6　第６号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

7　第７号関係

第５号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第４号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

8　第８号関係

申請者が、指定の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9　第９号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する。

10　第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第８号までのいずれかに該当する。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式３－（２）

指定小児慢性特定疾病医療機関　変更申請書（薬局）

保険医療機関	名称	☐	
	所在地	☐	
	医療機関コード	☐	
開設者	住所	☐	
	氏名又は名称	☐	
役員の氏名又は職名		☐	（別紙１）

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第１項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。

また、同法第 19 条の９第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年　　月　　日

開　　設　　者
氏名又は名称　　印

○　○　○　○　殿

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

（誓約項目）

児童福祉法第 19 条の９第２項に該当しないことを誓約すること。

1　第１号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2　第２号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3　第４号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第１項（同法第６条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第１項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第７項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第４項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4　第４号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

⑴指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

⑵指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

5　第５号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

6　第６号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

7　第７号関係

第５号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第４号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

8　第８号関係

申請者が、指定の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9　第９号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する。

10　第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第８号までのいずれかに該当する。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式３－（３）

指定小児慢性特定疾病医療機関　変更届出書（指定訪問看護事業者）

訪問看護ステーション	名称		☐	
	所在地		☐	
	医療機関コード		☐	
指定訪問看護事業者	名　　称		☐	
	主たる事務所の所　在　地		☐	
	代表者	住　所	☐	
		氏　名	☐	
	役員の氏名又は職名		☐	（別紙１）

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第１項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。

また、同法第 19 条の９第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年　　月　　日

氏名又は名称
代　表　者　　印

○　○　○　○　殿

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

（誓約項目）

児童福祉法第 19 条の９第２項に該当しないことを誓約すること。

1　第１号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2　第２号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3　第４号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第１項（同法第６条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第１項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第７項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第４項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4　第４号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

⑴指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

⑵指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

5　第５号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

6　第６号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

7　第７号関係

第５号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第４号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

8　第８号関係

申請者が、指定の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9　第９号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する。

10　第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第８号までのいずれかに該当する。

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　）

氏　　名	職　　名

様式４－（１）
（指定医療機関の指定）

番　　号
年　月　日

医 療 機 関 の 開 設 者
指定訪問看護事業者　　殿

○○○都道府県知事　印
○　○　○　市　長　印

児童福祉法第 19 条の９第１項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、　　年　　月　　日付けの指定の申請について、児童福祉法第 19 条の９第１項の規定により、　　年　　月　　日をもって指定する。
なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

１　名称、所在地等法第 19 条の 14 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第７条の 34(P)に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。

２　医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）受けた場合は、速やかに届け出ること。

２　法第 19 条の 10 第１項の規定に基づき、平成　年　月　日までに指定の更新を受けること。

３　指定医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第　号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名　　称	所　在　地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

（裏面）

※　医療機関が、以下に掲げる規定に基づき処分を受けた場合は、指定医療機関の指定を受けた知事又は市長に対して届け出る必要があります。

〇医療法第 24 条、第 28 条、第 29 条
〇健康保険法第 95 条
〇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第４項、第 75 条第１項

様式４－（２）
（指定医療機関の指定をしないこととした場合）

番　　号
年　月　日

医 療 機 関 の 開 設 者
指定訪問看護事業者　　殿

○○○都道府県知事　印
○　○　○　市　長　印

児童福祉法第 19 条の９第１項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、　　年　月　日付けの指定の申請については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名　　称	理　　由

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

教　　示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に○○○○都道府県知事（又は○○○○市長）に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、○○○○都道府県（又は○○○○市）を被告として（訴訟において都道府県（又は市）を代表する者は都道府県知事（又は市長）となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式５－（１）
（指定医療機関の更新）

番　　号
年　月　日

医 療 機 関 の 開 設 者
指定訪問看護事業者　　殿

○○○都道府県知事　印
○　○　○　市　長　印

児童福祉法第 19 条の 10 第１項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新について

標記に関し、　　年　　月　　日付けの更新の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第１項の規定により、　　年　　月　　日付けをもって指定医療機関の指定を更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

１　指定医療機関の名称、所在地等法第 19 条及び児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）施行規則（平成 26 年厚生労働省令第＊＊号）第＊条に規定される内容に変更があった　場合には、速やかに届け出ること。

２　法第 19 条の規定に基づき、平成　　年　　月　　日までに指定の更新を受けること。

３　指定医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第＊＊号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名　　称	所　在　地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

様式５－（２）
（指定医療機関の指定を更新しないこととした場合）

番　　号
年　月　日

医 療 機 関 の 開 設 者
指定訪問看護事業者　　殿

○○○都道府県知事　印
○　○　○　市　長　印

児童福祉法第 19 条の 10 第１項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

年　月　日第　　号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名　　称	理　　由

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

教　　示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に○○○○都道府県知事等に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、○○○○都道府県等を被告として（訴訟において都道府県等を代表する者は都道府県知事等となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別添3

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）

（※1）

受診者	フリガナ		性別	男・女	歳	生年月日	
	氏名					平成　年　月　日	
	フリガナ					電話	任意事項
	住所						
	加入医療保険	被保険者氏名				受診者との続柄	
		保険種別				被保険者証の記号・番号	
		被保険者証発行機関名					
		所在地					
申請者	フリガナ					受診者との関係	
	氏名						
	フリガナ					電話番号（※2）	
	住所（※2）						

該当する階層区分	生活保護・低所得Ⅰ・低所得Ⅱ・一般所得Ⅰ・一般所得Ⅱ・上位所得		
自己負担上限月額の特例（該当するものに☑）	□ 人工呼吸器等装着	□	高額治療継続
	□ 世帯内按分特例	□	重症患者認定
今回申請する受診者と同じ世帯（※3）内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成　対象者（申請者）	有（氏名　　）・無		
疾病名			
受診を希望する指定医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む）	医療機関名	所在地・電話番号	
受給者番号（※4）		今回申請する受診者が指定難病の医旅費助成　対象者の場合（申請中含む）	有・無
		指定難病の受給者番号	

上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。

平成　　年　　月　　日

申請者氏名　　印　（※5）

知事（市長）　殿

※1　新規・更新・変更のいずれかに〇をする。
※2　受診者本人と異なる場合に記入。
※3　受診者と生計を一にする者とする。
※4　更新または変更の方のみ記入。
※5　申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	

任意事項

別添4

小 児 慢 性 特 定 医 療 費 医 療 受 給 者 証

公費負担者番号		任意事項				
受給者番号						
受診者	フリガナ		性 別	生 年 月 日		
	氏 名		男 ・ 女	平 成 年 月 日		
	フリガナ					
	住 所					
	保険者					
	被保険者証の記号及び番号		適用区分			
保護者	フリガナ		続 柄			
	氏 名					
	フリガナ		電話番号	任意事項		
	住 所					
疾病名、疾患群名は疾患群番号						
指定医療機関名	病院・診療所		所在地		連絡先 診療科名	
	薬 局		黄色は任意事項		連絡先 診療科名	
	訪問看護事業者等		所在地		連絡先 診療科名	
負担	自己負担上限月額	月 額	円	階 層 区 分		
	人工呼吸器等装着	該 当 ・ 非 該 当	高額かつ長期	該 当 ・ 非 該 当		
			重症患者認定	該 当 ・ 非 該 当		
	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者		有 ・ 無			
有 効 期 間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで				

上記のとおり認定する。

平成 年 月 日 知事（市町村長） 印

注意事項

1　この証を交付された方は、小児慢性特定疾病について保険診療を受けた場合、表面に記載された額（自己負担上限月額）までを限度とする金額を医療機関に対して支払うこととなります。

2　対象となる医療は、支給認定の対象となった小児慢性特定疾病及び当該疾病に付随して発現する傷病に対する医療に限られています。

3　保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証や組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出して下さい。

4　氏名、居住地、加入している医療保険又は受診している医療機関等に変更があったときは、〇〇日以内に、〇〇〇知事（市長）にその旨を届け出て下さい。

5　治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに〇〇〇知事（市長）に返還して下さい。

6　この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、〇〇〇知事（市長）にその旨を届け出て下さい。

7　この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期間内に所定の手続を行って下さい。

8　その他小児慢性特定疾病の医療の受給に関しての問い合わせは、下記に連絡して下さい。

連絡先
〇〇〇都道府県〇〇部〇〇課〇〇係（ＴＥＬ　０００－０００－００００）
又は〇〇〇保健所　　（ＴＥＬ　０００－０００－００００）

指定医療機関に対するお願い

小児慢性特定疾病の対象療養に係る高額療養費の自己負担上限額については、入院療養に限り多数回該当が適用となる場合があります。指定医療機関におかれましては、当該制度における入院療養について、個人単位、医療機関単位で多数回該当の適用の有無について確認した上で診療報酬の請求をお願いします。

別添５

小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 費

平成　　年　　月分自己負担上限額管理表

受診者名		受給者番号	

月額自己負担上限額＿＿＿＿＿＿＿＿円

日付	指定医療機関名	医療費総額（10割分）	自己負担額	自己負担の累積額（月額）	徴収印
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					
月　　日					

上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。

日付	指定医療機関名	確認印
月　　日		